

寒川町自治基本条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ （個人情報の保護） 第16条　町は、 <u>別に条例で定めるところにより</u> 個人情報の保護に努めなければなりません。 ～略～	～略～ （個人情報の保護） 第16条　町は、 _____ _____個人情報の保護に努めなければなりません。 ～略～ 附　則 この条例は、令和5年4月1日から施行します。